

厚生省厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）

**被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究**

平成10年度研究報告書

平成11年3月

主任研究者 庄 司 順 一

## 目 次

### 総括研究報告 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一

#### 分担研究報告

##### 分担研究 1 被虐待児への総合的支援計画に関する研究

分担研究者 庄 司 順 一

- 1)都道府県における虐待防止の取り組みの現状
- 2)乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題
- 3)総合的支援の成功例と失敗例の検討

##### 分担研究 2 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究者 奥 山 真 紀 子

- 1)被虐待児の精神的問題に関する基礎的研究
- 2)子ども虐待と崩壊性行動障害の関係
- 3)子どものトラウマ（心的外傷）のアセスメントに関するレビュー
- 4)子どもへの性的虐待・性被害の発見や対応に関する基礎的研究

##### 分担研究 3 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究

分担研究者 柏 女 露 峰

##### 分担研究 4 子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成 に関する研究

分担研究者 高 橋 重 宏

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
総括研究報告書

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長

研究要旨

子ども虐待の相談件数は増加しつつあり、しかも、その処遇は大変困難であり、児童相談所等においても苦慮することが多い。これまで、早期発見のための地域でのネットワーク整備や関係機関の連携体制の必要性等、発見から通告までのシステムのあり方については関係者の共通理解が深まってきたとはいえ、現実にはなお課題は少なくない。

とくに、子ども虐待についての関係者の理解を深めるために自治体における啓発活動、虐待の影響は低年齢の子どもほど深刻であるので、乳児院入所児の処遇、対応のあり方の検討、総合的な支援計画を立てるという視点の確立、虐待によって生じる精神的諸問題の正確な記載、性的被害を受けた子どもへのケアのあり方の検討、児童相談所における子ども虐待への対応の現状の把握と、効果的な処遇システムの構築、および全国の児童相談所における子ども虐待への対応の標準化などの課題がある。

そこで、本研究事業では、上述の問題意識をふまえ、下記のように、専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究1 被虐待児への総合的支援計画に関する研究

分担研究2 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究3 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究

分担研究4 子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長

奥山眞紀子 埼玉県立小児医療センター精神科医長

柏女靈峰 淑徳大学社会学部教授

高橋重宏 駒澤大学文学部教授

## A. 研究目的

子どもをめぐる諸問題の中でももっとも重大なものといえる子ども虐待（児童虐待）の相談件数は急増しつつある。しかも、その処遇は大変困難であり、児童相談所等においても苦慮することが多い。これまで、早期発見のための地域でのネットワーク整備や関係機関の連携体制の必要性等、発見から通告までのシステムのあり方については関係者の共通理解がある程度深まってきたとはいえ、現実には課題も多い。

第1に、子ども虐待への対応を充実させるには、この問題について関係者の理解を深めることが必要であり、とくに自治体においての啓発活動は重要であろう。

第2に、虐待の影響は低年齢の子どもほど深刻であり、したがって子どもを保護して乳児院に入所させたケースについての処遇、対応のあり方の検討が必要である。とくに、入所前からの、入所中の親との関わり、退所後のアフターケアを含む総合的な支援計画を立てるという視点が求められる。

第3に、被虐待児への処遇、対応を検討するうえで、虐待によって生じる精神的諸問題の正確な把握が必要である。

第4に、性的被害を受けた子どもへのケアのあり方についての検討が重要な課題といえる。このことについては、わが国においてはまだ十分な検討がなされていない。

第5に、子ども虐待への対応においては児童相談所が中核となるが、そこにおける子ども虐待への対応の現状を把握し、それをふまえてより効果的な処遇システムの構築が求められている。

第6に、現在、全国の児童相談所における子ども虐待への対応は必ずしも標準化されたものではない。より的確な対応を行う基礎として、児童相談所（あるいは児童福祉司）の虐待への共通した認識が必要であると考えられる。

そこで、本研究事業においては、上述の問題意識をふまえ、専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究1（分担研究者：庄司順一）被虐待児への総合的支援計画に関する研究

上述の課題1、2を中心に、次の3研究課題について検討を行った。

1)都道府県における虐待防止の取り組みの現状

2)乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

3)総合的支援の成功例と失敗例の検討

分担研究2（分担研究者：奥山眞紀子）被虐待児の精神的問題に関する研究

上述の課題3、4を中心に、次の4研究課題について検討を行った。

1)被虐待児の精神的問題に関する基礎的研究

2)子ども虐待と崩壊性行動障害の関係

3)子どものトラウマ（心的外傷）のアセスメントに関するレビュー

4)子どもへの性的虐待・性被害の発見や対応に関する基礎的研究

分担研究3（分担研究者：柏女靈峰）児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する

する研究

上述の課題 5 に関して、平成 9 年度に全国の児童相談所で受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行ったすべての事例について郵送法による質問紙調査を実施し、児童相談所における児童虐待への関わりの実態を明らかにした。

分担研究 4（分担研究者：高橋重宏）子ども虐待・ネグレクトリスクマネージメントモデルの作成に関する研究

上述の課題 6 に関して、カナダ・ブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州、およびオーストラリアで使用されている、子ども虐待のリスク・アセスメント・モデル（リスク・マネージメント・モデル）を翻訳し、全国 7 カ所の児童相談所において、わが国でこれらを使用するさいの課題等について聞き取り調査を行った。

## B. 研究方法

福祉心理学、小児精神医学、子ども家庭福祉等の領域の専門家からなる上記の分担研究班を組織し、文献的研究、児童相談所、児童福祉施設への質問紙調査、聞き取り調査、および事例の分析等の調査研究を行った。

## C. 研究結果および考察

### 分担研究 1

1) 都道府県における虐待防止の取り組みの現状

都道府県・指定都市における虐待防止の取り組みの現状を明らかにするために各児童福祉主管課宛に調査票を郵送により送付し、回答を依頼した。調査項目は、都道府県・指定

都市（児童相談所を含む）で発行した子ども虐待に関する啓発冊子、パンフレット等の有無、発行している場合には、発行部数、発行年、対象とした読者、配布先等についてであった。

調査票が回収されたのは 47 都道府県のうち 39、12 指定都市のうち 10 で、回収率は都道府県で 83.0%、指定都市で 83.3%、全体で 83.1% であった。

冊子を発行していたのは、22 県（計 26 種類）および 5 指定都市（計 7 種類）、合計 27 県市で 33 種類であった。パンフレット、リーフレット、カード等を発行していたのは、16 県（計 22 種類）および 5 指定都市（計 7 種類）、合計 21 県市で 29 種類であった。約半数の県市で冊子、パンフレット等が発行されていることが明らかになった。また、これらの発行は平成 8 年度、9 年度以降がほとんどであった。

冊子の内容の分析からは、子ども虐待防止の現状として、発見、通告までは理解がすらんできているが、被虐待児の心理的治療が今後の重要な課題であることが示唆された。

2) 乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題を明らかにするために、全国の乳児院 114 施設を対象に調査を実施した。109 施設から回答が得られ、回収率は 95.6% であった。調査対象となる母数は、1) 平成 9 年度に全国 109 カ所の乳児院を退院した 2,769 名、および 2) 平成 6 年 4 月から平成 11 年 2 月末までの過去 5 年間に退院した 13,178 名であった。

平成9年度に乳児院を退院した子どものうち、693名(25.0%)が被虐待児であると考えられた。また、平成9年度に退院した子どものうち、保護者の強制引き取りによる退院であったのは22名(0.8%)であった。

過去5年間(平成6年4月～平成11年2月末)に退院した子どものうち、退院後に家庭で虐待を受けたことが確認された子どもは91名(0.7%)であった。同じく、過去5年間の退院児のうち、明らかな病死の場合を除き、殺害、事故、あるいは不審な状況で死亡した子どもは13名(0.1%)であった。13名のうち、3名(事例5、8、13)は事故による死亡とみられるが、注意すれば防げる可能性の高いもののように思われた。残り10名は保護者に殺害されたとみられるものであった。その約半数は父(継父を含む)の暴力によるものであった。

### 3)総合的支援の成功例と失敗例の検討

総合的支援が順調に経過したケースと予期せぬ事態に発展したケースの比較検討を行い、総合的支援計画をたてるうえでの注意点、問題点を考察した。

## 分担研究2

### 1)被虐待児の精神的問題に関する基礎的研究

被虐待児の精神的問題を明らかにするために、精神保健外来を受診した56例についてカルテから精神症状を分析した。その結果、被虐待児においては、今後、①愛着の問題、②心的外傷の問題を基礎に、③自律の問題、④自己感の問題、⑤解離症状の問題などを中心に、さらに調査を行うことが必要であると考えられた。

### 2)子ども虐待と崩壊性行動障害の関係

子ども虐待と崩壊性行動障害の関係についての検討を行った。崩壊性行動障害とは、その子どもの行動上の問題のために、本人自身よりも、周囲や社会が困ることが多いものをいい、注意欠陥／多動障害、反抗挑戦性障害、行為障害(いわゆる非行)の3種類の疾患をいう。子ども虐待と、その後の崩壊性行動障害との関係を明らかにするために、今年度は文献研究を行った。その結果、被虐待体験とその後の注意欠陥／多動障害、反抗挑戦性障害、行為障害、犯罪の間には密接な関連があると思われた。

### 3)子どものトラウマ(心的外傷)のアセスメントに関するレビュー

アメリカ等で使用されている子どものトラウマ反応の評価法(質問紙や構造化面接法)について検討を行った。これらは診断、予防、および心理療法の効果測定といった目的で活用されており、その有効性が示唆されているものである。今後、わが国においても導入を検討すべきであると考えられた。

### 4)子どもへの性的虐待・性被害の発見や対応に関する基礎的研究

1990年代の子どもの性的虐待に関する研究の実情と今後の課題について文献的検討を行うとともに、性的虐待・性被害を受けた子どもについて、研究協力者にこれまでに経験した事例について調査表による調査を行った。性被害の症例は39例あったが、そのうち23例が家族内性被害、10例が家族外性被害、6例が施設内性被害であった。全例で何らかの治療が行われていたが、性被害に焦点をあてたものではなかった。性被害を受けた子ど

もへの対応の確立が求められた。

### 分担研究3

児童虐待事例への児童相談所の関わりの実態を明らかにし、その問題点を改善することにより、児童虐待への効果的な処遇システム、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を得ることを目的として、全国174カ所の児童相談所を対象に、平成9年度に受理した児童虐待事例5,352件のうち、当該年度中に一時保護を行った事例すべてについて、質問紙による郵送調査を行った。

有効回収数は1,245票、有効回答率は93.5%であった。その結果の概要を述べると、児童相談所における虐待事例への対応の実情については、第1に、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後に、児童相談所、とくに児童福祉司が相当回数の来所による対応、訪問、電話、その他の対応を行っており、虐待に関する対応に相当の労力がさかかれていること、第2に、その労力には、ネットワーク形成も含まれていることが明らかになった。児童相談所が、児童・保護者への直接援助と、ネットワーク活動の両方を同時にを行うこと、および児童相談所の職員体制を考えれば、児童虐待事例に対して、児童相談所が総力を挙げて対応している状況が浮かび上がってきている。第3に、対応の困難度が高い一方で、例えば「保護者から児童福祉司に対する暴力の危険」が割合的に低いこと、保護者の同意を得ることが「難しかった」事例が37.9%もありながら、児童福祉法第28条及び第33条の6の措置をとった事例が30ケースしかなかったことなどから、児童相談所においては児童福祉司を中心として保護者の理解を得

るための配慮がなされていること、ないしは第28条等にもとづく手続きをとることに対する躊躇がみられることが示唆された。

次に、児童相談所の業務と児童虐待への対応については、今回の調査対象である一時保護を行った児童虐待事例については、一時保護による関わりを除いても、一時保護前には平均14.5回、一時保護中が平均7.5回、一時保護解除後が平均9.5回、総計31.5回であった。平成9年度厚生省報告例によると、電話や文書も含め相談1件当たり平均6.1回の関わりが行われている計算となる。両者を単純に比較することはできないが、虐待事例には多くの労力がかけられていることがわかった。

今後さらに相談件数の増加が予想される現状において、児童虐待に対する効果的な援助を行うには、児童相談所の体制、業務等について整理・検討することが必要と考えられた。

### 分担研究4

前年度までに翻訳、検討を行ったカナダ・ブリティッシュコロンビア州、およびオーストラリアで使用されているリスク・アセスメント・モデル（リスク・マネージメント・モデル）に加え、今年度はカナダ・オンタリオ州で作成されたリスク・アセスメント・モデルを翻訳するとともに、これら3つのモデルについて、全国7カ所の児童相談所の児童福祉司を対象に、日本版の子ども虐待・ネグレクトに関するリスク・アセスメント・モデルを作成するうえでの課題について面接調査を実施した。その結果を、（1）法的な枠組み、（2）用語、（3）調査・アセスメント、（4）各モデルの評価の4つの観点から整理した。いず

れのモデルも、分量が多く、また用語についても細かい解説が必要であること、わが国では児童相談所が介入するさいの法的な裏付けが弱いことなどが指摘された。今後、日本版を作成するうえで、オンタリオモデルを基盤として、即座に記入できるチェックリスト式のもの、より細かい情報を書き込む記述式のもの、解説の3部から構成されるのが望ましいと考えられた。

#### D. 結論

子ども虐待への対応はすすんできている。しかし、多くの職種の連携が不可欠な被虐待児への処遇、対応においては、虐待のアセスメント、虐待を受けた子どものトラウマのアセスメント、性被害を受けた子どものケアのあり方等、虐待についての臨床的研究の推進と、自治体における啓発活動、児童福祉施設・児童相談所の連携のもとにおける被虐待児のアフターケアのあり方等、児童相談所、あるいは児童福祉実施体制にかかる制度的研究の推進、および施設入所時点からの総合的な支援計画の策定など、多くの課題がのこされている。本研究により、これらの課題の一部については重要な知見が得られたが、今後さらに着実に研究をすすめていくことが必要である。

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
分担研究報告書

被虐待児への総合的支援計画に関する研究

分担研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長

研究要旨

被虐待児への処遇および対応のあり方においては、総合的な支援を計画することが重要であると考えられる。本研究では、そのための基礎資料を得るために、次の3つの調査研究を行った。すなわち、1)都道府県・指定都市における子ども虐待への取り組みの現状を明らかにするために、県市で発行している子ども虐待防止に関する冊子、パンフレット等について発行状況および内容の分析、2)乳児院における被虐待児の実態、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、乳児院退院後の死亡例の調査、3)総合的支援計画で成功した例と失敗した例の分析。

A. 研究目的

子ども虐待の処遇および対応の大きな課題は、関係者が子ども虐待についての理解を深めること、児童相談所や児童福祉施設等関係各機関の連携のもとに被虐待児と家族への総合的な支援のあり方を検討することである。本年度は次の3つの調査研究を行った。それぞれの詳しい報告は後述するので、ここでは概要を述べる。

研究1 都道府県における虐待防止の取り組みの現状

最近の子ども虐待への関心の高まりを背景に、国および地方自治体では子ども虐待防止への取り組みがすすんできている。そこで、その現状を明らかにするために、子ども虐待防止にかかわる冊子、パンフレット等の発行

状況を調査し、今後の取り組みの課題等の検討を試みた。

研究2 乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

子ども虐待は、低年齢児ほど、被虐待児の数が多いとともに、生命への危険性も高い。したがって、乳児院入院児における被虐待児の実態を明らかにし、対応を考えることは重要な課題といえる。そこで、乳児院における被虐待児童の実態を明らかにするとともに、保護者による強制引き取り、乳児院退院後に家庭で虐待を受けた事例、および退院後に死亡した例についての調査を行った。

研究3 総合的支援の成功例と失敗例

初期介入後の総合的支援に関しては、その方法が未だすすんでおらず、とくに家族から

の分離が必要であったケースに関する総合的支援がすすめられているとは言い難い現状がある。そこで、総合的支援を行ったケースを具体的に検討することによって、総合的支援計画を立てるさいの課題を明らかにすることを試みた。

## B. 研究方法

### 研究1 都道府県における虐待防止の取り組みの現状

各都道府県・指定都市児童福祉主管課宛に調査票を郵送により送付し、回答を依頼した。調査項目は、都道府県・指定都市（児童相談所を含む）で発行した子ども虐待に関する啓発冊子、パンフレット等の有無、発行している場合には、タイトル、版型やページ数、発行部数、発行年、発行機関、対象とした読者、配布先、配布方法、発行物（冊子等）についての広報活動、冊子等の内容、今後の増刷あるいは改訂の予定等についてであった。

### 研究2 乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協議会の協力のもとに、全国の乳児院114施設を対象に「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。調査項目は、①被虐待児の実態、②保護者による強制引き取り、③退院後の死亡例、④退院後家庭で虐待を受けた事例についてであり、②～④については、そのような事例を経験している場合には、個々に事例票への記入を求めた。被虐待児の実態

- (①) および保護者による強制引き取り
- (②) については平成9年度に乳児院を退院した児童を、退院後の死亡例 (③) および退

院後家庭で虐待を受けた事例 (④) については過去5年間（平成6年4月～平成11年2月末）に退院した子どものうち、虐待や死亡が確認された事例とした。

### 研究3 総合的支援の成功例と失敗例

総合的支援を行ったケースのうち、比較的順調に計画が進んでいるケースAと、予期せぬ事態に発展したケースBの2例について検討を行った。

## C. 研究結果および考察

### 研究1 都道府県における虐待防止の取り組みの現状

調査票が回収されたのは47都道府県のうち39、12指定都市のうち10であった。回収率は都道府県で83.0%、指定都市で83.3%、全体で83.1%であった。

冊子を発行していたのは、22県（計26種類）および5指定都市（計7種類）、合計27県市で33種類であった。パンフレット、リーフレット、カード等を発行していたのは、16県（計22種類）および5指定都市（計7種類）、合計21県市で29種類であった。約半数の県市で冊子、パンフレット等が発行されていることが明らかになった。また、これらの発行は平成8年度、9年度以降がほとんどであった。

冊子の内容の分析からは、子ども虐待防止の現状として、発見、通告までは理解がすすんできているが、被虐待児の心理的治療が今後の重要な課題であることが示唆された。

### 研究2 乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

調査票は全国の乳児院114施設に配布し、

109 施設から回答が得られ、回収率は 95.6% であった。

調査対象となる母数は、1) 平成 9 年度に全国 109 カ所の乳児院を退院した 2,769 名、および 2) 平成 6 年 4 月から平成 11 年 2 月末までの過去 5 年間に退院した 13,178 名であった。

平成 9 年度に乳児院を退院した子どものうち、693 名 (25.0%) が被虐待児であると考えられた。また、平成 9 年度に退院した子どものうち、保護者の強制引き取りによる退院であったのは 22 名 (0.8%) であった。

過去 5 年間（平成 6 年 4 月～平成 11 年 2 月末）に退院した子ども 13,178 名のうち、退院後に家庭で虐待を受けたことが確認された子どもは 91 名 (0.7%) であった。同じく、過去 5 年間の退院児のうち、明らかな病死の場合を除き、殺害、事故、あるいは不審な状況で死亡した子どもは 13 名 (0.1%) であった。13 名のうち、3 名（事例 5、8、13）は事故による死亡とみられるが、注意すれば防げる可能性の高いもののように思われた。残り 10 名は保護者に殺害されたとみられるものであった。その約半数は父（継父を含む）の暴力によるものであった。

### 研究 3 総合的支援の成功例と失敗例

総合的支援が順調に経過したケースと予期せぬ事態に発展したケースの比較検討を行い、総合的支援計画をたてるうえでの注意点、問題点を考察した。

## D. 結 論

都道府県・指定都市における子ども虐待防止の取り組みはすすんできている。子ども虐

待への遭遇、対応を考えるうえで、子ども虐待について関係者の共通の理解は不可欠であり、冊子等は有効な手段をいえる。冊子等を発行するだけでなく、研修会等においてこれらを活用することが重要であるといえる。

乳児院での調査はさらに詳しい分析が必要であるが、乳児院など施設に入院することは、親子の分離を経験するわけで、退院後の家庭での養育のリスク要因といえる。したがって、入院中から、退院後に向けての支援計画をたてていくとともに、退院後の支援、あるいはアフターケアのあり方を検討する必要がある。

被虐待児への総合的支援計画に関しては、これまで、内容、期間、連携などに関して提言を行ってきたが、具体的にはうまくいかないケースもあり、検討すべきいくつかのポイントを指摘したが、今後さらに検討が必要である。

## 1 都道府県における虐待防止の取り組みの現状

—子ども虐待防止にかかる冊子、パンフレット等の発行状況およびその内容の分析—

庄司順一・谷口和加子・安藤朗子

(日本子ども家庭総合研究所)

### 研究要旨

各自治体での子ども虐待防止の取り組みの現状を明らかにするために、都道府県・指定都市を対象に、虐待防止にかかる冊子、パンフレット等の発行状況を調査し、その内容の分析を行った。その結果、約半数の県市で冊子、パンフレット等が発行されていることが明らかになった。また、これらの発行は平成8年度、9年度以降がほとんどであった。冊子の内容の分析からは、子ども虐待防止の現状として、発見、通告までは理解がすすんできているが、被虐待児の心理的治療が今後の重要な課題であることが示唆された。

### A. 研究目的

近年子ども虐待への関心の高まりを背景に、国および地方自治体でも子ども虐待防止への取り組みがすすんできている。例えば、厚生省では平成9年(1997年)には児童家庭局企画課監修で「子ども虐待防止の手引き」(日本子ども家庭総合研究所(旧日本総合愛育研究所)発行)を作成し、子ども虐待への啓発に取り組んでいる。また、平成11年(1999年)3月には「子ども虐待対応の手引き」が刊行される予定である。これは、児童相談所職員および児童福祉施設職員を主な対象に、専門的な対応の手引きとなるものである。

また、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日、児発第434号、各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童家庭局長通知)、「児童虐

待に対応すべき事項について」

(平成10年3月31日、児企第13号、各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長宛厚生省児童家庭局企画課長通知)等が発出されているが、これらは子ども虐待への積極的な取り組みを求めたものといえる。

こうした国の取り組みに対応して、各自治体でも子ども虐待防止の取り組みを行っている。

本報告は、都道府県・指定都市における子ども虐待防止の取り組みの現状を、冊子等の発行状況から明らかにしようとするものである。「子ども虐待防止の手引き」あるいは「子ども虐待防止マニュアル」と称される冊子は、子ども虐待に関する基礎的な知識を与えたり、対応の原則を示すなど、啓発活動にたいへん有効であると考えられる。また、

こうした冊子に記述される内容は子ども虐待に関する現在の知識のいわば標準的なレベルを示すとともに、これらの冊子を分析することで、今後の取り組みの課題等も明確になると考えられる。

### B. 研究方法

各都道府県・指定都市児童福祉主管課宛に調査票（付録参照）を郵送により送付し、回答を依頼した。調査項目は、都道府県・指定都市（児童相談所を含む）で発行した子ども虐待に関する啓発冊子、パンフレット等の有無、発行している場合には、タイトル、版型やページ数、発行部数、発行年、発行機関、対象とした読者、配布先、配布方法、発行物（冊子等）についての広報活動、冊子等の内容、今後の増刷あるいは改訂の予定等についてであった。また、発行物がある場合にはその実物の送付も依頼した。

調査は1999年2月に行った。

### C. 研究結果

調査票が回収されたのは47都道府県のうち39、12指定都市のうち10であった。回収率は都道府県で83.0%、指定都市で83.3%、全体で83.1%であった。

調査結果は表1、表2に示してある。ここで、冊子としたのは数ページ以上で綴じてあるもの、パンフレットは綴じていない1枚の紙、あるいはそれを折り畳んだものとした。パンフレットには、リーフレット、カードを含む。ただし、児童虐待ケースマネージメントモデル事業報告書等、報告書とみられるものは含めなかった。

### 1 子ども虐待防止に関する冊子について

冊子を発行しているのは、22県で計26種類、および5指定都市計7種類、合計27県市で33種類が発行されていた（表1）。この中には、平成11年3月発行予定（和歌山県）を含んでいる。都道府県のうちの46.8%、指定都市のうちの41.7%で子ども虐待防止に関する冊子が発行されていた。千葉県では3種類、大阪府、大分県、横浜市、北九州市ではそれぞれ2種類発行されていた。

タイトルは「子ども（児童）虐待防止」と「マニュアル」あるいは「ハンドブック」ということばを組み合わせたものが多かった。

発行年は都道府県、指定都市あわせて、平成5年度1種類（大阪府）、平成7年度2種類（東京都、川崎市）、平成8年度2種類（栃木県、大阪府）、平成9年度7種類、平成10年度20種類であった。平成11年度には4県市（山形県、鹿児島県、高知県、福岡市）で発行が予定されている。

冊子の版型（大きさ）はA4サイズがもっとも多く（26種類のうち20種類、77.0%）、次いでA5サイズ（4種類）、B5サイズ（2種類）であった。

ページ数は7、8ページから100ページを超えるものまであった。

発行部数は400部（札幌市）から75,000部（横浜市）までと幅が広いが、3,000部から15,000部までが多かった。400部であった札幌市の冊子は要約版が3,200部発行されている。横浜市の75,000部の冊子は8ページのものであった。

発行機関は、県市の主管課と児童相談所が

ほとんどであったが、指定都市では児童相談所発行が多かった。青森県では「県および子ども虐待防止会議」、三重県は「三重県児童虐待防止会議」、横浜市は「横浜市子育てSOS連絡会」の発行であった。

配布方法はほとんどが一括配布で、窓口においておくというのは3種類（愛知県、長崎県、沖縄県）にすぎなかった。「その他」のほとんどは、関係者の集まる会議で配布するというものであった。横浜市の「すくすくはまっこ」は4カ月健診時に配布した。

冊子についての広報活動の有無については、行っているのは8種類の冊子についてであった。広報の具体的活動としては、新聞等マスコミで取り上げてもらう、行政広報誌への掲載、会議・研修会での周知・活用のほか、専門誌からの依頼で原稿を作成（三重県）、有償刊行物として販売（東京都）などが行われていた。

増刷の予定があるのは6種類（6県市）、今後改訂の予定があるのは5県市の7種類であった。

冊子が対象とする読者は、横浜市の「すくすくはまっこ」を除き、関係機関の専門職員であった。専門職員に加え、保護者をも読者対象としているのは2県（徳島県、沖縄県）で、子どもを対象としたものはなかった。

「その他」は大分県の2種類の冊子は「子ども、家庭にかかわる人」であった。

冊子の配布先は、33種類の冊子について、多い順に、保健所・保健センター（29種類）、児童委員・主任児童委員（27）、保育所（26）、相談機関（26）、警察署（25）、幼稚園（23）、小・中学校（23）、医療機関（23）、児童相談所

（22）、家庭裁判所（17）、消防署（3）、その他（8）であった。「その他」は、市町村、福祉事務所、教育委員会、弁護士会、人権擁護委員会、法務局少年センター、社会福祉協議会、児童福祉施設などであった。

冊子の内容については、多い順に、対応の仕方（29種類）、発見のチェックポイント（28）、連携のあり方（27）、虐待の定義（27）、相談・通告機関一覧（27）、法的制度（25）、虐待の予防策（16）、事例紹介（15）、参考文献（12）、児童福祉施設等の説明（10）、虐待にかかる統計資料（12）、被虐待児の心理的治療（7）、その他（7）であった。「その他」は、「虐待に関する意識調査結果」（青森県）、「参考資料：児童虐待防止相談強化事業実施要綱」（埼玉県）、「Q&A」（石川県）、「面接の仕方」（滋賀県）、「事例の考察および問題点」「家庭裁判所申し立て見本および解説」（大阪府）、「子育て家庭等地域支援ネットワークモデル事業実施要項」（長崎県）、「子育て支援情報誌」（横浜市）であった。

## 2 子ども虐待防止に関するパンフレットについて

パンフレット、リーフレット、カード等を発行しているのは、16県で計22種類、および5指定都市計7種類、合計21県市で29種類であった。

発行年は、都道府県、指定都市含めて、平成3年に大阪府が先駆的に作成し（2種類）、それ以後は平成8年度6種類、平成9年度8種類、平成10年度9種類、平成11年度（予定）4種類であった。

タイトルは、冊子に比べて、より口語的な

表現になっているようである。

発行部数は 1,000 部（広島市）から 428,000 部（宮崎県）までと幅が大きいが、100,000 部以上のものが 5 種類あった。

静岡県の「子どもを虐待から守ろう」は B4 サイズ 1 枚のポスターであった。

それぞれのパンフレット等の発行機関は、県では主管課が 10 種類、児童相談所 12 種類、その他 5 種類、市では主管課の発行はなく、児童相談所 5 種類、その他 2 種類であった。

「その他」は、「青森県および子ども虐待防止連絡会議」（2 種類）、「三重県児童虐待防止会議」、「香川県児童虐待問題に関する連絡協議会」、「静岡県および静岡県児童虐待防止メインネットワーク委員会」、「横浜市子育て S O S 連絡会」、「区児童虐待防止連絡会」（横浜市）であった。

配布方法は、冊子では一括配布が多かったが、パンフレット等では一括配布と窓口においておくがほぼ同数であった。すなわち、一括配布 16 種類、窓口においておく 13 種類、その他 8 種類であった。「その他」は、各施設宛てに送付（東京都）、会議等で配布（山口県、横浜市）、回覧版（愛知県）、区長会を通じて配布（宮崎県）、乳幼児健診時に配布（大阪府）、乳児相談の窓口で全員にわたる（香川県）、講演会および事例検討会参加者へ配布（熊本県）、講演会で配布（川崎市）、研修等で配布（名古屋市）であった。

パンフレット等についての広報活動をしているところは 5 県であった。会議等で P R、専門誌の依頼で紹介などであった。

今後増刷の予定があるのは 4 県市の 5 種類で、改訂版等の発行予定があるのは 6 県市

（7 種類）であった。

パンフレット等の読者としては、専門職員 13 種類、保護者 16 種類、子ども 3 種類、その他 7 種類であった。子どもを対象としているのは、青森県の「電話相談カード」で、神奈川県の「気づいてください 子どもの虐待」、熊本県の「見えていますか 子どもからの S O S」は専門職員、保護者、子どもを対象とするものであった。「その他」の多くは「一般住民」であった。

パンフレット等の配布先機関等は、県市あわせて、多い順に、保育所（17 種類）、幼稚園（17）、保健所・保健センター（16）、小・中学校（16）、児童委員・主任児童委員（15）、医療機関（15）、相談機関（14）、警察署（14）、児童相談所（10）、家庭裁判所（6）、消防署（1）、その他の関係機関（5）、子ども（1）、保護者（12）、その他（6）であった。「その他」は、高校、教育委員会、児童福祉施設、弁護士、市町村、一般住民等であった。

パンフレット等の内容については、多い順に、相談・通告先機関（21 種類）、虐待の定義（21）、発見のチェックポイント（21）、対応の仕方（19）、連携のあり方（5）、法的制度（5）、虐待の予防策（3）、参考文献（1）、虐待相談にかかる統計資料（1）、その他（5）であった。被虐待児の心理的治療、児童福祉施設等の説明、事例紹介等について記述しているものはなかった。

#### D. 考 察

虐待への関心の高まりを背景に、各都道府県・指定都市においても、啓発のための取り組みを積極的に行うようになってきた。その

具体的な現れとして、子ども虐待防止のための冊子あるいはパンフレット等を 59 県市のうち 33 県市(55.9%)で発行していた。すべての県市から回答を得ているわけではない（回収率 83.1%）し、冊子、パンフレット等の「定義」の問題も検討する必要もあるが、すでに半数以上の県市で発行しているといえる。

### 1 冊子について

子ども虐待防止にかかわる冊子については、22 県で計 26 種類、および 5 指定都市計 7 種類、合計 27 県市で 33 種類が発行されていた

冊子の発行年度は平成 8 年度以降がほとんどであった。したがって、虐待への啓発活動の試みは最近のことといえる。

このような冊子発行の目的によるが、そのサイズやページ数はさまざまであった。発行部数は 3,000 部から 15,000 部くらいが多く、県市において関係機関への配布という点では十分であろう。

配布先についても主な機関は網羅されているように思われる。ただ、消防署への配布はほとんどなされていないが、子どもが外傷を負った場合など救急車をよぶことは少なくないので、救急隊員にも外傷の状況や保護者の態度等への関心を高め、虐待の可能性を考慮するよう啓発する必要があるように思われる。

冊子の内容も、説明の濃淡はあるにせよ、必要なことは網羅されているように思われる。ただ、児童福祉施設等の説明はもっとなされてよいように思われる。また、虐待の心理的治療について、詳しい記述は必要ないが、心の傷への対応が必要なことはぜひ記述する必要があると思われる。

冊子の活用については、たんに配布するだけでは十分ではないだろう。冊子を用いての研修会の開催などが望まれる。

### 2 パンフレット等について

パンフレット、リーフレット、カード等は、16 県で計 22 種類、および 5 指定都市で計 7 種類、合計 21 県市で 29 種類で発行されていた。

冊子に比べて、当然のことながら発行部数は多くなっていて、100,000 部以上のものが 5 種類あった。発行機関は児童相談所が多くなっていたが、県市の主管課よりは住民に身近なところで発行するということであろう。また、一括配布に加えて、窓口でも入手できるようになっているところも少なくなかった。しかし、その割に、パンフレット等についての広報活動を行っているところは少ないようであった。

パンフレット等の主な読者としては保護者が想定されていることが多かった。しかし、子どもを対象としたものは少なく、虐待に限らず、子どもに相談の場を周知する必要性は高いといえよう。配布先は、一般の子どもと日常的にかかわる機関が主なものとなっていた。

パンフレット等の内容は、相談・通告先機関、虐待の定義、発見のチェックポイント、対応の仕方等に限定されているようであったが、これは、その目的、配布先、そしてスペースの制約から適切なことと考えられる。

### E. 文 献

厚生省児童家庭局企画課監修：子ども虐待防止の手引き、日本子ども家庭総合研究所

(旧日本総合愛育研究所)、1997年

子ども虐待対応の手引き編集委員会：子ども

虐待対応の手引き、1999年3月刊行予定

厚生省児童家庭局企画課監修：児童相談所運

営指針改訂版、日本児童福祉協会、1998年

厚生省児童家庭局家庭福祉課監修：児童自立

支援ハンドブック、日本児童福祉協会、199

8年

厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する

児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日、児発第434号、各都道府

県知事・各指定都市市長宛）

厚生省児童家庭局企画課長通知「児童虐待に

関し緊急に対応すべき事項について」（平成10年3月31日、児企第13号、各都道府

県・各指定都市民生主管部（局）長宛）

表1 子ども虐待防止にかかる冊子、パンフレット等の発行状況

発行している種類			発行予定
	冊子	パンフレット等	合計
青森県	1	2	3
栃木県	1	1	2
群馬県	1		1
埼玉県	1	1	2
千葉県	3	2	5
東京都	1	2	3
神奈川県		1	1
新潟県	1		1
石川県	1		1
長野県	1		1
静岡県		1	1
愛知県	1	1	2
三重県	1	1	2
滋賀県	1	1	2
大阪府	2	3	5
兵庫県	1		1
奈良県	1		1
和歌山県	1		1
山口県	1	1	2
徳島県	1		1
香川県	1	2	3
長崎県	1	1	2
熊本県		1	1
大分県	2		2
宮崎県		1	1
沖縄県	1		1
札幌市	1		1
横浜市	2	2	4
川崎市	1	1	2
名古屋市		2	2
大阪市	1		1
広島市		1	1
北九州市	2	1	3
合計(件数)	33	29	62
合計(県数)	27	21	33

表2-1 子ども虐待防止にかかる冊子の内容の分析：都道府県

表2-2 子ども虐待防止にかかる冊子の内容の分析：指定都市